

総行行第219号
国総入企第37号
平成14年11月15日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

国土交通省総合政策局長

地方公共団体発注工事における不良・不適格業者の排除の徹底について

不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、コストの縮減、適正な施工体制の確保等の支障となるとともに、技術力、経営力等を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害するものです。

不良・不適格業者の排除については、従来から、「不良不適格業者排除対策について」（平成10年12月25日付け建設省経入企発第42号、自治行第90号）等を通じ、排除の徹底に取り組むよう依頼してきたところですが、最近、適切な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注や、工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工能力を有しない建設業者による受注が頻発しております。こうした不適切な受注は、工事の手抜き等工事の品質の低下や、一括下請負等不適切な施工体制、また、下請けへの不当なしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題を招くだけでなく、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

また、先般「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）」に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）」に係る公共工事の各発注者による措置状況について調査を行った結果、いわゆるダンピング受注等の不適切な受注や不良・不適格業者の排除のため、適正化指針が発注者に努力するよう求めている措置が十分実施されていないところのあることが分かりました。

このため、各都道府県におかれては、関係機関と緊密に連携しつつ、いわゆるダンピン

グ受注等不適切な受注の排除や不良・不適格業者の排除の徹底のため、下記の実施に努められるようお願いいたします。

また、併せて、本通知の趣旨を貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いいたします。

記

1. 適正な施工が見込めない著しい低価格受注の排除の徹底

(1) 著しい低価格受注等の実態等の把握

各団体は、適切な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注や、工事の規模や必要な技術力からみて適切な施工能力を有しない建設業者による受注、あるいは適切な施工が行えなくなるような過大な受注等の不適切な受注の実態等の把握に努め、不良・不適格業者の的確な排除を図るようお願いいたします。

(2) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な実施

- ① 各団体は、公共工事の品質確保等を図る観点から、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用してダンピング受注の排除を徹底して下さい。

その際、低入札価格調査制度を導入している団体においては、低入札価格調査の具体的かつ詳細な実施要領の策定、工種・特徴に応じた調査基準価格の適宜適切な見直し、調査要員の確保等審査体制の整備・充実に努め、形式的な調査でなく、実効性のある調査を行って下さい。

- ② 一方、低入札価格調査制度を適切に実施するための十分な体制が整備できていない団体については、適切な技術力を有する外部機関の活用等による調査の実施も検討して下さい。それでも十分な体制が確保されない場合には、競争性を過度に阻害しないよう配慮しつつ、最低制限価格制度を採用することも検討して下さい。

(3) 入札時における工事費内訳書の提出及びその有効な活用の推進

入札時における工事費内訳書の提出は、著しい低価格で入札した受注者が契約内容に適合した履行ができるか否かを確認する上で有効な方法ですが、入札契約適正化法に基づき行われた調査結果によると、工事費内訳書の提出も提示も求めている団体が多く見られますので、入札時において工事費内訳書を提出又は提示させるよう努めてください。

なお、十分な審査体制等の整わない団体については、他の発注者の事例等を参考に、工事費内訳書を有効に活用してダンピング受注等不適切な受注の排除に努

めて下さい。

(4) 工事成績評定の資格審査、指名基準等への反映

施工能力を有しない不良・不適格業者を排除し、受注者の適正な選定を行うため、工事成績評定の要領及び体制の整備を推進し、工事成績評定の結果を競争入札参加資格の審査に反映させるよう努めるとともに、工事成績評定の特に低い建設業者が指名されないよう指名基準を整備すること等を検討して下さい。

(5) 前払保証事業会社との連携の推進

① 国土交通省発注の直轄工事においては、低入札価格調査を行う際、前払保証事業会社より契約内容に適合した施工ができない疑いのある建設業者の経営状況等について情報の提供を受けておりますので、各団体においても、当該情報の活用を図って下さい。

② また、国土交通省発注の直轄工事においては、前払保証事業会社と連携し、低入札価格調査を行った工事について、前払保証事業会社が前払金の使途監査を重点的に実施し、受注者による前払金の不適切な取扱いについて、改善が図られない場合には、国土交通省が受注者に是正措置の要求や建設業法に基づく勧告等を行うこととしているので、今後各団体においても、前払保証事業会社との連携の推進を検討して下さい。

(6) 適正な予定価格の設定

予定価格は、取引の実例価格等に基づき、工事の標準的な価格として設定されるものです。予定価格の積算に当たっては、適正な品質を確保するために、必要な労務費、資材費、機械損料、諸経費等を工種毎に積み上げて標準的な価格を算定しますが、設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りは、手抜き工事等公共工事の品質・安全性の低下や、一層の著しい低価格での受注を惹起するなど、不良・不適格業者による不正行為を一層増大させ、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、各団体は厳に慎んで下さい。

2. 技術者の適正な配置の推進

(1) 監理技術者の現場専任制の確認

適切な施工の確保と不良・不適格業者の排除の推進のため、各団体においては、発注者支援データベースを積極的に活用し、工事現場に専任すべき監理技術者の重複、所属、資格者証の保持等を調査するとともに、施工現場において監理技術者資格者証の提示を求める等により、技術者の現場専任制が適正に遵守されているか確認するよう努めて下さい。

特に、発注者支援データベースのうち、工事現場の技術者の専任制の確認のため活用されている工事实績情報（CORINS）について、各団体は、受注者に対し工事实績情報への登録の義務付けを推進するとともに、その有効な活用を図って下さい。

(2) 建設業法上の厳正な対応

配置技術者の現場専任制等に違反していることが明らかな場合には、建設業法第28条第1項等に基づいて当該受注者の監督処分を行う等建設業法上の厳正な対応を行い、不良・不適格業者による不適切な施工の防止を図って下さい。

3. 公共工事の監督・検査等の強化

(1) 発注者による監督及び検査体制の充実

不良・不適格業者等による公共工事の品質の低下等を防止するため、各団体は公共工事の的確な監督及び検査に努めて下さい。特に、受注者に義務付けられている施工体制台帳の提出を徹底し、施工体制台帳を通じた工事の監督・検査を適切に実施してください。また、一括下請負等の摘発・防止のため、施工体制台帳に二次以下の下請契約書を添付して提出することが義務付けられておりますので、工事の監督・検査の際これを活用し、適正な施工の確保に努めて下さい。

なお、十分な技術力を有しない各団体においては、必要な技術者の養成に積極的に取り組むとともに、外部機関の活用等についても積極的に検討し、監督・検査体制の充実を図って下さい。

(2) 建設業許可行政部局による下請代金の支払状況の確認

国土交通省においては、下請代金が契約に則って遅滞なく下請業者に支払われているかを調査し、調査の結果、問題のある受注者に対しては改善指導することにより適正な施工の確保に努めているところですが、問題のある受注者が都道府県知事から建設業許可を受けている場合には、関係地方公共団体に対し調査結果を送付しておりますので、これを有効に活用して不良・不適格業者の排除に努めて下さい。

4. 不良・不適格業者の排除促進に係る関係省庁等との連携強化

(1) 暴力団等の排除の徹底

建設業からの暴力団排除の徹底については、従来より、「建設業からの暴力団排除の徹底について」（昭和61年12月9日付建設省経構発第8号）等によりお願いしているところですが、近年暴力団が経営に関与している建設業者による不正行為の増加等が懸念されていることから、各団体におかれては、引き続き各都道府県

警察本部等との間で恒常的な連絡体制の整備等を図って下さい。

特に、建設業許可を受けようとする者（法人の場合は、法人の非常勤を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団の構成員であることが判明した場合には許可しないことを改めて徹底するとともに、暴力団が経営に関与している建設業者として警察当局から排除要請があり、明らかに請負者として不適当であると認められる建設業者が公共工事の指名を受けることのないよう、各団体は、所要の指名基準等を策定し、指名審査の一層の厳正化を図って下さい。

また、暴力団に係る虚偽記載による不正な許可取得が明らかとなった場合や、入札妨害等他法令違反の事実が確定した場合、建設業者の役員等がその業務に関し、刑事事件を惹起した場合、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条第1項の措置の対象とされた場合等にも、各団体は、警察当局と十分な連絡を取りつつ、厳正な措置を講じて下さい。

さらに、建設業許可行政庁による立入検査等の結果、暴力団が経営に関与し、請負者として不適当であることが明らかとなった場合にも、各団体は、警察当局と連絡を取り、厳正な措置を講じて下さい。

なお、各団体は、建設業者が、下請選定に係る不当な要求や、下請代金の未払い、著しく低い下請代金の強要等の暴力的要求行為等により被害を受けた場合には、速やかに警察へ連絡するよう、建設業者を十分指導して下さい。

(2) 不良・不適格業者の情報交換等を通じた連携強化

各団体は、不良・不適格業者に関する情報交換、不良・不適格業者の取り締まり、処分等について、他の地方公共団体、国の関係機関等との連携の強化に努めて下さい。

なお、不正行為を繰り返す不良・不適格業者の違反実績、処分実績等の情報について、関係省庁、地方公共団体等との間で恒常的に情報交換する専用ネットワークシステム及び一般公開用のネットワークシステムを平成15年度より運用することとしていることから、各団体においても、これらのネットワークシステムに可能な限り参加し、不正行為の排除の徹底に努めて下さい。

5. 建設業許可行政部局の立入点検による不良・不適格業者の排除の推進

国土交通省においては、平成14年度より建設業許可行政部局による工事現場等への立入点検を行い、一括下請負、技術者設置違反等の不正行為の摘発、適切な処分、改善指導等を通じ、不良・不適格業者の排除の一層の推進を図っているところですが、各団体の建設業許可行政庁においても、国土交通省と必要な連携を取りつつ、立入点検の体制等を整備し、不良・不適格業者の排除を推進されるようお願いいたします。